平成27年9月高浜市議会定例会会議録(第4号)

日 時 平成27年9月7日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について

議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第54号 市道路線の認定について

議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について

議案第58号 財産の無償譲渡について

日程第2 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

日程第3 認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい

認定第3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について

日程第6 決算特別委員会の設置

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 杉 浦 康 憲 3番 柳沢英希 5番 長谷川 広 昌 柴田耕一 7番 9番 杉 浦 辰 夫 11番 神谷 直子 13番 北川広人

小 嶋

克 文

2番 神谷利盛 4番 浅 岡 保 夫 6番 黒 川 美 克 幸 信 雄 8番 前 10番 杉浦 敏 和 12番 内 藤 とし子 14番 鈴木勝彦 16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

15番

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩 市 神谷坂 副 長 敏 教 育 長 岸 上 善 企 加藤 画 部 長 元 総合政策グループリーダー 忠 木 村 人事グループリーダー 野 恒 夫 龍 二 総 務 部 長 新美 行政グループリーダー 山本時雄 行政グループ主幹 杉 浦 嘉 彦 財務グループリーダー 内 田 市民総合窓口センター長 大 岡 英 城 三 井 まゆみ 市民窓口グループリーダー 山下浩二 市民生活グループリーダー 税務グループリーダー 鵜 殿 福 祉 部 長 神谷 美百合 地域福祉グループリーダー 杉 浦 崇 臣 地域福祉グループ主幹 安 蒜 丈 範 介護保険・障がいグループリーダー 竹 内 正夫 福祉まるごと相談グループリーダー 野 П 真 樹 生涯現役まちづくりグループリーダー 磯 村 和 志 保健福祉グループリーダー 加藤 こども未来部長 中村 孝 徳

志

徳

久

好

徹

巌

こども育成グループリーダー 都築真哉 岡島正明 文化スポーツグループリーダー 都市政策部長 深谷直弘 都市整備グループリーダー 田中秀彦 企業支援グループリーダー 平山昌秋 都市防災グループリーダー 芝田啓二 竹 内 上下水道グループリーダー 定 地域産業グループリーダー 板倉宏幸 会 計 管 理 者 長谷川 宜 史 学校経営グループリーダー 内 藤 克 己 学校経営グループ主幹 岡 本 竜 生 監査委員事務局長 杉 浦 義 人 代表監查委員 加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

 議会事務局長
 森野

 主
 査内藤修平

議事の経過

○議長(幸前信雄) 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長(幸前信雄) ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。 お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(幸前信雄) 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、 あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長(幸前信雄) 日程第1 議案第52号から議案第54号及び議案第56号から議案第58号まで

を会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたしま す。

4番、浅岡保夫議員。

○4番(浅岡保夫) 議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正についてちょっとお聞き したいと思います。

今回、個人情報保護条例を一部改正するその背景について、いま一度確認の意味を含めまして お伺いしたいのとあわせて、今回の条例改正は本市独自の改正なのか、全国の市町村で一律に行 われている改正なのかをまずお伺いしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(木村忠好) それでは、まず個人情報保護条例の今回の改正の背景についての御質問でございますが、平成25年法律第27号として公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、本年10月から個人番号の通知カードの送付が始まること、また来年1月1日から個人番号の利用が始まることなどを受け、本市の市長、議会、教育委員会を初めとする各行政委員会、公営企業管理者などの実施機関におきまして、個人番号を含む個人情報、これを特定個人情報といいますが、この特定個人情報を取り扱う事務、これが発生することに伴いまして、特定個人情報の保護に関し、その利用や提供等につきまして番号法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、この規定を踏まえまして必要な措置を講ずるために改正をいたすものでございます。

今回の条例改正につきまして、全国でも行われるかという問いでございますが、こちらは番号 法の関係規定の施行に伴いまして、全国一律に行われるものというふうに承知いたしております。 本市の場合も、国から示されました個人情報保護条例の改正のイメージ、これに従って改正をさ せていただくというものでございます。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) ありがとうございます。

いわゆるマイナンバー制度が関係してくるかと思いますけれども、マイナンバー制度の導入の 意義や目的についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 企画部長。
- ○企画部長(加藤元久) マイナンバー制度の導入の意義という御質問でございますが、番号法第1条に規定をされております目的規定におきましては、同法の目的として5つの項目が掲げられております。

その内容を簡潔に申し上げますと、第1に名寄せ、突合等の事務の効率化による行政運営の効率化を図ること、第2に行政分野におけるより公正な給付と負担を確保すること、第3に手続の

簡素化による国民負担の軽減を図ること、第4に本人確認等の手続における利便性の向上を図る こと、第5に現行の個人情報保護法制の特例を定めることなどというふうにされておるところで ございます。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) 5つを述べられたかと思いますけれども、ただいま説明のあったマイナン バー制度の目的を踏まえまして、この制度の基本理念及び個人番号の利用に関する施策を推進す る上での留意点について、番号法上どのように規定されているかをお伺いしたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 企画部長。
- ○企画部長(加藤元久) 番号法の第3条第1項各号においてその辺のことが規定をされております。

その内容を申し上げますと、先ほど申し上げました制度の意義・目的を踏まえたものとなって おりますけれども、同項の第4号では、特に個人番号を用いて収集または整理された個人情報が、 法令に定められた範囲を超えて利用され、または漏えいすることがないようその管理の適正を確 保することというふうにされております。

また、個人番号の利用に関する施策を推進する上での留意点につきましては、同条第2項から 第4号までに規定をされており、例えば同条第2項では、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行 政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び 災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野や行政分野以外の国民 の利便性の向上に資する分野での利用の可能性を考慮して行わなければならないというふうに規 定をされているところでございます。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) マイナンバー制度の目的理念について、今の説明で理解できましたかと思います。

マイナンバー制度の開始によりまして、行政サービスの運営面ではどのような変化があり、行政サイド及び住民サイドにはどのようなメリット、効果が期待されているのかをお伺いしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(木村忠好) マイナンバー制度に対する期待される効果についての御質問でございますが、マイナンバー制度は国の機関や都道府県、市町村あるいは日本年金機構や健康保険組合などさまざまな機関が保有する個人情報を、それが同一の個人の情報であるということを確認するための基盤となるというものでございます。

例えば、人の生涯においては、出生から退職までの各ライフステージにつきまして行政手続が 必要となってまいります。その際に、手続の都度に本人確認の事務が発生してまいりますが、そ の際に、この作業というものは行政側にとっても国民にとっても大きな負担となること、また、 作業の過程でミスが発生するリスクも幾つか場面で想定されると、こうした時間と費用もかなり かかってくるというのが実態でございます。

また、名寄せが正確に行われてこなかったことなどで、近年、大きな社会問題となった事例といたしましては、消えた年金問題などが記憶に新しいところでありまして、マイナンバー制度はこうした課題を解決するための社会基盤として導入されるというものでございます。

この制度によりまして、住民サイドにとって最も期待されるというメリットといたしましては、 役所に提出する添付書類の省略ができること、また、社会保障分野では、異なる制度間での給付 の調整に際して手続が簡素化されるということなどが挙げられております。

また、行政サイドでは本人確認事務や名寄せ、突合の事務が効率化され時間や経費の節減を図ることができる、こうしたこととともに事務上のミスが発生するリスクが軽減されるなどといったメリットが期待されているところでございます。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) ありがとうございます。

いろいろなメリットがあるということですね。

では、実際に高浜市の行政サービス分野の業務の中で、マイナンバーを利用する業務として、 どのような業務が想定されているのか、また市民は通知されたマイナンバーをどういった場面で 提供することが想定されているかをお伺いしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- 〇総合政策G(木村忠好) それではまず、高浜市がマイナンバーを利用する業務として想定されているもの、これにつきましては、現在のところ番号法において利用可能とされております住民基本台帳事務を初め、個人住民税や国民健康保険税等の賦課徴収に係る住民税事務、また介護保険関係事務、後期高齢者医療事務など24の事務を予定いたしております。

また、市民の皆さんがマイナンバーを提供する場面として想定されているものといたしましては、例えば、企業などに雇用されている人が、所得税等の源泉徴収のために勤務先にマイナンバーを提供するということが想定されているほか、児童手当の毎年の現況届の提出に際しまして市にマイナンバーを提供する、あるいは厚生年金等の裁定請求の際に、年金事務所へマイナンバーを提供するといった場合が想定されているところでございます。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) ありがとうございます。

うまく使うと非常にいい制度であるなと思いますけれども、それではマイナンバー制度の構築 に当たって、国においてはどのような議論を経て、特定個人情報保護の対策が講じられてきたの かをお伺いしたいと思います。 ○議長(幸前信雄) 企画部長。

○企画部長(加藤元久) 制度の構築に当たりましては、堀部政男一橋大学名誉教授を座長といたします各界の有識者から成ります個人情報保護ワーキンググループにおいて、制度導入に伴う個人情報保護対策のあり方について提言がなされ、制度面及びシステム面での対策が講じられておるところでございます。

その内容ですが、まず制度面での保護措置といたしまして、番号法の規定によるものを除きマイナンバーの利用、収集、保管、提供などを禁止すること、特定個人情報が保護される仕組みとなっているかどうかを事前に評価する特定個人情報保護評価を実施すること、第三者機関である国の特定個人情報保護委員会による監視・監督を行うこと、情報提供ネットワークシステムを使用した情報の提供における情報提供等記録を保存すること、罰則を強化すること、以上の5項目が提言をされております。

また、システム面での保護措置といたしましては、個人情報を一元管理せずに分散管理すること、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供に当たっては、マイナンバーとは別の符号を使用すること、アクセス制御によりアクセスできるものを制限管理すること、通信を暗号化すること、以上4つの項目が提言をされているところでございます。

○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。

○4番(浅岡保夫) 今の説明の中で、制度面での保護措置の一つとして、特定個人情報が保護される仕組みとなっているかどうかを事前に評価する特定個人情報保護評価を実施することという項目があったかと思います。先ほどの答弁で、高浜市では24の業務について、マイナンバーを利用して業務を行うとのことであったかと思いますが、この特定個人情報保護評価の手続が行われたかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。

○総合政策G(木村忠好) 特定個人情報保護評価の手続を行ったかというような御質問でございますが、まず特定個人情報保護評価につきましては、地方公共団体が特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、あらかじめ番号法第27条の規定によりまして、特定個人情報の漏えい等の事態の発生の危険性や影響に関する評価をみずから行いまして、漏えい等の事態の発生を抑制することや、特定個人情報を適正に管理するために、講ずるべき措置などを定めた指針として作成いたしておりまして、公表するといった内容でございます。

先ほど申し上げました高浜市の24の業務につきましては、それぞれの業務ごとにこの特定個人情報保護評価を実施しておりまして、その内容につきましては、国の特定個人情報保護委員会、こちらに報告をいたすとともに、市の公式ホームページ上で公表いたしておるところでございます。

○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。

○4番(浅岡保夫) 今、評価の手続が行われたということですが、あともう一つ、先ほどの説明であった制度面での保護措置の関係でお伺いしたいと思いますけれども、先ほどの答弁で、情報提供ネットワークシステムを使用した情報の提供における情報提供等記録を保存することというのがありましたが、その仕組みについてお伺いしたいと思います。

○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。

○総合政策G(木村忠好) 情報提供等記録の仕組みについての御質問でございますが、情報提供等記録につきましては、特定個人情報の提供の求めや提供があった場合に、特定個人情報を紹介した者あるいは特定個人情報を提供した者が、情報提供ネットワークシステム上にその内容を記録し保存した、いわゆるアクセスログと呼ばれるものにこれが相当してまいります。

この記録につきましては、自己情報をコントロールする仕組みといたしまして、将来的にマイナポータルと呼ばれる情報提供等記録開示システムによりまして、ネットワークシステムを介した自己に関する特定個人情報の授受の状況をみずから確認することができるようになってまいります。このマイナポータルの運用につきましては、平成29年1月ごろの予定をされているというところでございます。

○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。

○4番(浅岡保夫) ただいまの説明で、マイナンバー制度がさまざまな特定個人情報保護の措置を講じた上で成り立っていることがわかりました。

先ほどの答弁の中で、メリットが非常にあるかと思いますけれども、リスクもあると思います。 制度面での保護措置として罰則の強化ということがありましたが、その内容についてお伺いした いと思います。

○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。

○総合政策G(木村忠好) マイナンバー制度に係ります罰則強化という御質問でございますが、特定個人情報につきましては、マイナンバーが有する特定の個人を識別する唯一無二を持った特性のゆえに、不正に利用されるおそれがこれまで以上に高いということから、その利用や提供などにつきましては、厳格な個人情報保護の措置が講じられているということは、今まで御説明してまいりましたとおりでございます。

こうしたことを受けまして、番号法第67条から第77条までにおきまして、罰則の規定がおかれているというところでございます。

一例を申し上げますと、第67条では、マイナンバーを利用する事務等に従事している者や従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したときなどは、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金あるいは両方を併科するといったこととされていることなど、従来の行政機関の個人情報保護法に基づく罰則や、本市の個人情報保護条例による罰則のほぼ2倍の重さの罰則が適用され

るということになっております。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) ただいまの説明ですと、2倍ほど罰則が強化されるということで、このマイナンバー制度に関する罰則が、番号法の罰則規定が適用されるという理解でいいですか。また、個人情報保護条例による罰則との関係はどのようになるのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(木村忠好) マイナンバーに関する罰則と、個人情報保護条例による罰則の関係 という御質問でございますが、特定個人情報はあくまでも個人情報の一つでございまして、基本 的には通常の個人情報保護法制の適用を受けることになります。

しかし、さきに御答弁申し上げましたとおり、特定個人情報につきましてはその特性のゆえに番号法においてさまざまな特例を設け、規制の強化をしているといったところでございます。したがいまして、特定個人情報の不正提供等に関する罰則につきましては、番号法の罰則が優先して適用されると。

また、条例による罰則につきましては、基本的には特定個人情報を除きます一般的な個人情報 の不正提供に対して適用されるということになります。

- ○議長(幸前信雄) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) ありがとうございました。

ぜひとも、理念どおりにメリット、効果が大きいかと思いますので、期待しております。

また、罰則がきつくなるとはいえ、情報が漏えいしないように、漏れないようにしっかりとやっていただくことを願って、私のほうの質問を終わりたいと思います。

○議長(幸前信雄) ほかに。

7番、柴田耕一議員。

○7番(柴田耕一) それでは、議案第54号 市道路線の認定について少しお聞きしたいと思います。

認定路線6本、今回認定されるんですけれども、今までちょっと疑問に思っとったというのか、例えばカーブミラー、認定路線から本線に出るときのカーブミラーだとか、それと寄附採納という中の防犯灯、それとあとごみステーション、そういった関係はきちんとされておるのか、最初から例えばごみステーションや何かは業者のほうが開発によって、ある程度その位置をきちんと決めておいていただければ、そこにごみステーションが来るんだよというような形で、承知で買われるというふうには理解して、そういった部分を理解されておるのか、いろいろ例えば地元違う場所の開発行為で受けた認定道路で、そういった苦情というのかそういったことをよく聞きますので、そこら辺の関係をちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(幸前信雄) 都市防災グループ。
- ○都市防災G(芝田啓二) 市道認定のところと私どもが管轄しております宅地開発を含めてということで御答弁させていただきます。

先ほど質問のございました防犯灯ですとかカーブミラー、これらにつきましては宅地開発協議 会担当者会のほうで、おおむねこういったところに必要だろうということで御意見として、開発 業者さんのほうに設置のお願いをさせていただいております。

あわせて、ごみステーションにつきましても、町内会長さんに事前に開発業者さんのほうが意 見を取りまとめていただきまして、既存のごみステーションでいいのか、10戸以上の場合は専用 のごみステーションをつくっていただくとか、そういったところで調整をさせていただいており ますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) 多分、協議会のほうで指導はされておると思うんですけれども、例えば、住宅地が建つ前に全てカーブミラーや照明灯や何かは設置をされて帰属をされるのか、それとも、宅地開発が進んでここのところが暗いので防犯灯をつけてくれだとか、出入りに悪いのでカーブミラーをつけてくれというようなどちらであるのか。

よく私のほうがちょっと聞くのは、多分10戸以上にあってもごみステーションはないし、既設のところで、例えばごみステーションを設計しておる、だけど、この辺につくりたいけれども、やっぱり最初からないから、なかなか地元というのか周りの人とお話をしても了解を得られないというようなことをお聞きするんですけれども、そこら辺の関係をもう一度、申しわけないけれどもよろしくお願いします。

- ○議長(幸前信雄) 都市防災グループ。
- ○都市防災G(芝田啓二) では、私のほうから防犯灯とカーブミラーのところを御説明をさせていただきます。

先ほど、宅地開発協議会のほうで設置のお願いをさせていただくと申しました。宅地開発協議会担当者会としての意見では、絶対につけないかんという強制力は持っておらないものですから、あくまで業者さんの善意、対応にお願いする部分もございますので、議員さんが言われるように、業者さんが設置してくれておるところとしてくれないところがございます。してくれないところにつきましては、後日私どものほうが改めて設置をするというようなこともございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(幸前信雄) 市民生活グループ。
- ○市民生活G(山下浩二) ごみステーションの関係でございますが、ケース・バイ・ケースに 実はなるんですが、10戸以上ということになりますと、お願いをしていくことになるわけですが、

設置予定場所の前のうちの方からの苦情で設置ができずに、他のごみステーションにしていただくですとか、あとは、地元の方の要望の場所がちょうど道路が狭くてパッカー車が入れない、こういうような事情がありまして見送るケースも実際現状ではございますので、事前に町内会長さんのほうでここでという希望は出させていただくんですが、実際それをお住まいになる段階で、その中で地元とお話し合いになりながら、ごみステーションの位置を決定しているのが現状でございますので、よろしくお願いします。

- ○議長(幸前信雄) 都市政策部長。
- ○都市政策部長(深谷直弘) 今、ごみステーションの関係、それから照明灯だとかカーブミラーの関係をお尋ねいただきましたが、私ども先ほど都市防災グループリーダーが申しましたように、宅地開発は要綱行政でやっておりまして、その範囲の中で業者さんと買収する段階でお願いをするという形をとっております。

しかしながら、道路法に基づく基準においては、きちんと必要なところについては照明灯、それから今おっしゃいましたカーブミラーというのは必要条件として県のほうが許可をする条件と してつけておりますので、私どもとしても協議会の意見としてきちんと業者さんにお願いをして いくという立場でおりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(幸前信雄) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) 先ほどの56号の件ですけれども、ちょっと確認をしたいんですけれども、 以前、自分のマイナンバーを知り得た段階で職場先に提供するという話だとか、それから今ちょっと答弁の中にもやっぱり同じような話があったと思うんですけれども、この点もう少し詳しく 教えてください。
- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(木村忠好) マイナンバーのまず利用範囲として考えられておりますのが、社会 保障の分野、また税の分野、災害対策の分野ということに現在のところはなっております。

その中で、源泉徴収の関係でございますと、雇用されておられる方が雇用主に対しまして、自 分のマイナンバーは何番であるということを報告するということとなっておりますので、よろし くお願いいたします。

- ○議長(幸前信雄) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) それで、今やっぱり同じように番号を企業のほうに提供するんですけれど も、こんなのは当然あってはならないと思うんですけれども、やっぱり知り得た情報を企業、職 場のほうの担当が不正に使ったり、またこの番号を漏らしたりするということはないとは言えま せんので、そういったような対策ではどのように考えられていますか。
- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(木村忠好) マイナンバーのこちらの対応といたしまして、法律上にも事業主の

方についても、これは適正に管理していただくということになっております。

利用される範囲、先ほど申し上げたとおりの利用範囲となりますので、その範囲を超えて取り 扱うということはあってはならないということとされております。

こうしたことを不正に行うことということにつきましては、個人情報保護委員会、国において つくられました機構におきまして、監視とか指導を行うということになっております。

- ○議長(幸前信雄) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) 最後になりますけれども、これはあくまでも当然、強制はおかしい、義務といいますか、絶対にこれはしなければならない、報告、提供はしなきゃならないと、当然これは。
- ○議長(幸前信雄) 総合政策グループ。
- ○総合政策G(木村忠好) 事業主のほうが、先ほど申し上げました場合、税に関する源泉徴収の関係とか、こういうことにつきましては行っていただくということになります。
- ○議長(幸前信雄) ほかには。
 - 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) 議案第54号の市道路線認定についてちょっとお伺いしたいんですけれども、この間、議案説明会等説明の中で、認定総数760件の20万2,795メートルとおっしゃっていましたけれども、例えばここ数年で認定路線がどのくらい全体に対して延びてきているのか、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。
- ○議長(幸前信雄) 都市整備グループ。
- ○都市整備G(田中秀彦) 市道の認定路線の状況でございますが、平成24年からのちょっと状況を御説明させていただきます。

平成24年につきましては、9月に180メートル、認定のほうをさせていただいております。25年9月議会では101.4メートル、25年度もう1件ございまして、26年の3月議会に494.6メートル、26年の9月議会ですが263.1メートル、27年の3月議会、同年度になりますが、412メートル。

あと27年度、今回9月になりますが669.8メートルということで、おおよそ宅地開発等々、先ほどの柴田議員の質問にもございましたが、宅地開発による道路の帰属というのが大きな要因になっておりまして、そういった宅地開発のされた土地の大きさによって、市道の延長も多少変わったりということになります。

あと、それ以外で、先ほど言いました3月議会にやっております認定につきましては、一部寄 附というような認定でやった場合もございます。

以上です。

- ○議長(幸前信雄) 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) すみません、もしわかったらでいいんですけれども、例えば高浜市自体は

- 13.11平方キロであって、例えば市内の道路の割合はわかりますか。
- ○議長(幸前信雄) 都市政策部長。
- ○都市政策部長(深谷直弘) 今、御質問の中で割合というお言葉ですが、すみません、ちょっと今資料を手元に持っておりませんが、道路台帳というものできちんと管理をしておりますので、 面積的な部分につきましては、また後ほどきちんとお示しをさせていただきたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) すみません。

ちょっとまたお願いも含まれてくるんですけれども、既存の道路もそれなりに改修をしていかなきゃいけないと思います。インフラの整備はやっぱりこれからも必要になってくると思いますけれども、例えば、今の24年から27年までの市道認定された道路とかを、また今後何十年先になるかちょっとわからないですけれども、インフラとしてまた整備していく場合、改修していく場合、例えば下水管だとか上水道の管を入れる、埋設していくとかの場合、ざっくり、もしわかればでいいんですけれども、大体幾らぐらい必要になってくるのか。

- ○議長(幸前信雄) 都市政策部長。
- ○都市政策部長(深谷直弘) 道路の場合は、一般的にはいわゆるアスファルト塗装の場合ですが、税法上では10年から15年というふうになっておりまして、今お話に出ました下水道管、それから水道管というのもそれぞれの管によって耐用年数がございます。水道管では35年程度、あと下水道管では50年程度というふうな、これは国土交通省が今お話が出たような、そういった全国的な調査も進めておる中でそういったふうに出ております。

費用的な部分でございますが、一般的に道路の幅だとか、それから今おっしゃったような重量 車両が通るような道路になりますと、当然塗装の厚みだとか構造も変わってまいりますので、一 般的には下水道の場合が、大体メーター当たりの単価で5万円から6万円、水道の場合が、これ は合計にもよりますがおおむね50ミリ程度ということで3万円から4万円、それは条件によって 非常に違うんですけれども、あと塗装については、条件にもよりますが5,000円ぐらいは平米当 たりかかってくるということになっております。

- ○議長(幸前信雄) 総務部長。
- ○総務部長(新美龍二) ただいまの御質問ですが、柳沢議員御承知のとおり、ただいま公共施設等総合管理計画、これを来年の3月の策定に向けて今取り組んでいますが、その中でインフラ関係、これも固定資産台帳等を活用して、数字的な部分はまたお示しできるかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(幸前信雄) ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番(内藤とし子) 第53号、56号、57号についてお伺いします。

まず、第53号ですが、これは先ほども出ましたがマイナンバー制度との絡みで、全国だと思う んですが、全国一律の金額になっているのかどうかお示しください。

- ○議長(幸前信雄) 市民窓口グループ。
- ○市民窓口G(三井まゆみ) 今回の個人番号とそれから通知番号の金額なんですけれども、全国ほぼ一律という形で、500円、800円という形になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) じゃ、第56号 個人情報保護条例の関係ですが、先ほど利便性をかなり 強調されましたが、マイナンバー制度というのは国民一人一人に特定の番号や個人番号をつけて、 さまざまな機関や事務所などに散在するさまざまな国民の個人情報、個人番号によって名寄せ、 参照することを可能にして、行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度だと。

利便性を強調されていますが、つい先日、年金が125万件という数字、大変大きな数字が漏えいされて問題になっていますが、そういうことがまた起きれば、その年金の処理もまだ十分されていないのに悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害やなりすましの犯罪など、危険性を高めることは明らかですので、これ来年1月から実施ということになっていますが、とめていただきたいなと。

それと、民間信用調査会社東京商工リサーチが発表したアンケート調査ですが、制度のデメリットを尋ねると情報漏えいリスクが53.3%、業務の煩雑化、業務量の増加、コスト増加などあって、導入の準備については検討中が57.5%、おおむね完了と答えた企業は、これ企業のアンケートなんですが、おおむね完了と答えた企業がわずか2.8%だったそうです。

こういう状況ですので、ぜひ1月からの施行については考えていただきたいと思いますが、ど うでしょうか。

- ○議長(幸前信雄) 企画部長。
- ○企画部長(加藤元久) いろいろとリスクについてお話があったわけなんですけれども、この制度につきましてはもう既に公布をされまして、一部はもう既に施行されております番号法に基づく制度でございます。我々地方公共団体といたしましても、法の趣旨や基本理念、地方公共団体の責務に基づいて、粛々と事務を進めていかざるを得ないということでございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(幸前信雄) ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番(内藤とし子) 第57号についてですが、年金制度の一元化を図るためということが載っていますが、一元化を本当に図るんであれば、厚生年金と共済年金の関係だと思うんですが、国民年金も最低年金など大変大きな問題がありますので、国民年金も含めて一元化を図るべきだと

思うんですが、その点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

- ○議長(幸前信雄) 企画部長。
- ○企画部長(加藤元久) ただいまの御質問の件ですけれども、年金の一元化ということは、 我々地方公共団体がどうこうできる範囲を超えておりますので、その点だけ御理解をいただきた いと思います。

もうこれは既に法が施行されておる部分の中で、今回我々が提案させていただいておりますこの条例改正につきましては、引用条項が変わったために関係条例を改正させていただくということでございますので、その点、十分御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(幸前信雄) ほかに。

11番、神谷直子議員。

○11番(神谷直子) 議案第54号 市道路線の認定についてちょっとお聞きしたいのですが、議案第54号、別添図の804ですが、下にある終点のところが、巻き込みのところが内側に道路が入っていないんですけれども、ほかの道路を見ますと幹線に接続される道路は巻き込みとか入るときに車の多分車輪とかが巻き込まれないように、ちょっと内側に入っているように見受けられるんですけれども、多分歩道とか人が通るところの回避をする場所とかになるところだと思うんですけれども、これは土地的に無理だったのか、それともわざとこういった道にしたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 都市整備グループ。
- ○都市整備G(田中秀彦) ただいま御質問の議案第54号のところの804焼山3号線の路線の形状のことかということで御回答させていただきますが、恐らく、ちょっとすみません、終点がこちら参考の別添図ということでつけている図面のほうに、私ども隅切りというような言い方をするんですが、実際直角になる部分を45度のバチという形で切るということにつきましては、帰属をしたり道路法上の規則になっておりますので、そういったものについては間違いなくやられておるということで御理解いただきたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第52号から議案第54号及び議案第56号から 議案第58号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第54号及び議案第56号から議案第58号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

[○]議長(幸前信雄) 日程第2 議案第59号から議案第65号までを会議規則第34条の規定により 一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかと、ページ数及び款・項・目・節をお示し いただくようお願いいたします。

7番、柴田耕一議員。

○7番(柴田耕一) 議案第59号、ページ数でいいますと、66ページの2款8項1目の基金費、 これについてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、5億5,000万円の基金を積み立てるということですけれども、財調と公共施設のほうで それぞれ4億5,000万円と1億円を積み立てるというお話なんですけれども、公共施設のほうは 1億円積み立てるというお話ですけれども、こういった割合だとか趣旨だとか目的等をお聞きし たいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 財務グループ。
- ○財務G(内田 徹) 公共施設等整備基金と財政調整基金への積み立ての割合あるいは趣旨・目的ということでございますが、公共施設等整備基金につきましては、これは計画的に事業を推進するために積み立てておく基金でありますが、今回の積み立ては、公共施設あり方計画案に定めます平成29年度までの高浜小学校整備事業を初めとする第1次推進プラン及び平成33年度までの高取小学校、吉浜小学校の大規模改修を初めとする第2次推進プランを踏まえ、平成26年度から平成29年度の財政計画に掲げます平成29年度末10億円を目標に積み立てるものであります。

ただし、公共施設のあり方計画案では、高浜小学校整備事業の一般財源として 2 億円程度を取り崩す予定であります。

9月補正後の基金残高は10億6,712万9,000円となりまして、目標額の10億円を上回るわけでございますが、ただいま申し上げました高浜小学校整備事業の取り崩し分を含めますと、12億円程度まで積み立てる必要がございます。

なお、これまでの積み立て実績等から見て、特段の事情がない限り積み立て可能な金額である と考えております。

詳細につきましては、平成27年度末作成予定の長期財政計画の中でお示しをさせていただきたいと考えております。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) ありがとうございます。

公共施設の基金については、公共施設のあり方検討計画で、そういったことを踏まえ計画的に 積み立てが行われておるというふうに理解をしております。

それと、財政調整基金の残高の推移についてお聞きしたいと思います。

それと、あと残高の要するに目標値、一定額以上の確保が図られるというような目安のものがあれば、そこら辺のことを適正額といいますか、そういった目安のものがあればお伺いしたいと思います。

○議長(幸前信雄) 財務グループ。

○財務G(内田 徹) 財政調整基金の残高の推移と今後の目標額あるいは適正額という御質問でございますが、9月補正後の残高につきましては17億9,645万6,000円となります。

財政調整基金につきましては、平成21年度末の20億2,380万円がピークでありましたが、リーマンショックの影響によりまして、平成22年度から24年度の3年間、基金取り崩しによる財政運営を強いられたため、25年度末の残高では10億8,000万円まで半減をいたしました。今回、4億5,055万4,000円を積み立てることによりまして、18億円近くまで回復することとなります。

平成17年3月の高浜市構造改革検討委員会報告書に、財政調整基金の残高を25億円に引き上げるとの提言がありまして、これを踏まえて平成21年度末で20億円余の積立金を有していたことも、リーマンショックに対応できた一つの要因であると考えております。

次に、目標額の目安ということでございますが、財政調整基金の必要額について明確な規定というものはございませんが、一つの考え方といたしまして、緊急時への対応として標準財政規模の10%、本市に当てはめますと9億円から10億円程度になりますが、そういった考え方が一つございます。

平成26年度から29年度の財政計画では、平成25年度末の水準10億円は最低限維持する必要があるとの考えのもと、10億円の維持を一つの目標といたしました。そのほかの考え方といたしまして、税収が最も減少した年度の3カ年分という考え方もございます。これは、景気や財政が回復するまでには3年程度は要し、この間に対応できる余力を残しておくとの観点からと思われますが、本市の場合、税収の最も落ち込みが大きかったのがリーマンショックの翌年度でありまして、前年度比マイナス8億4,000万円でありました。その3年分といいますと25億円程度となりますが、これは高浜市構造改革推進検討委員会から提言のあった25億円とおおむね一致する金額でございます。

また、他市に比べて基金残高が多いか少ないかといったことも、目安になるものと考えております。平成26年度決算におけます標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合を、これは速報値ではありますが、名古屋市を除く県内37都市の平均との比較で見てみますと、平均値が18%で、当市は13.5%と4.5ポイントほど下回る見込みでありますけれども、今回4億5,055万4,000円積み立てることで、9月補正後の率は19.8%まで上昇することになります。

なお、具体的な目標額につきましては、27年度末の作成予定の長期財政計画の中でお示しをさせていただきます。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) ありがとうございました。

平成26年6月の公共施設あり方検討の中の長期計画ですか、それの見通しでは平成38年度には 財政というか基金が枯渇するというようなシミュレーション結果が示されておりましたけれども、 そういったことがないように、基金残高は市債の残高とともに重要な指数でありますので、今後 とも公共施設のあり方等も踏まえて堅実な財政運営に努めていただくことをお願いして質問を終 わります。

以上です。

○議長(幸前信雄) ほかに。

16番、小野田由紀子議員。

○16番(小野田由紀子) 補正予算書ですと15ページですけれども、今回新規事業ということで 上げられておりますけれども、私も2回ほど一般質問でいろいろとお伺いをさせていただきまし た国保へルスアップ事業についてですけれども、新規事業の7ページです。

8款2項3目です。高浜市の各種データの分析で明らかになってきました健康の課題と、対策の報知につきましてまずお伺いしたいと思います。

○議長(幸前信雄) 市民窓口グループ。

○市民窓口G(三井まゆみ) 高浜市の健診、それから医療、介護などのデータの分析を行いまして、高浜市の課題を分別別に整理いたしましたところ、1つ目として、平均寿命と健康寿命には15年から20年の差があることから、健康寿命をできるだけ延伸すること。

2つ目としては、健康診査の受診率は愛知県下の中でも高くはなっておりますけれども、まだ健康診査受診対象者の半数を下回っていることから、一層の啓発、周知、健診体制の充実が必要であること。

3つ目として、健康診査結果に着目してみましたところ、腹囲の異常、血圧と脂質の両異常、 血圧単独異常、メタボ該当者率等、異常値該当者が高いことから、健診結果に応じた支援の充実、 それから強化の必要があることがわかりました。

そこで、その対策として、健康診査受診の勧奨を啓発、周知、健診体制の充実として、今年度 は特に国保加入者のうち、年度内に50歳に到達する方へ受診勧奨の事業を実施したいと思います。

また、健康診査結果からは糖尿病に限定せず、生活習慣病、メタボリック全体への対応が必要な結果になっていると考えられますことから、健診結果に応じた対策として従来から保健福祉グループ実施の特定保健指導に加え、新たに糖尿病予防教室活動を保健福祉グループにおいて開催する予定をいたしております。

あわせて健診を受診し、受診勧奨判定値異常の結果が出ているにもかかわらず未受診のままの 方に対しましては、今年度の新規事業といたしまして、生活習慣病重症化予防対策事業として受 診の勧奨、それから生活改善支援を高浜市の医師会の協力により市民窓口グループ、こちらのほ うにて実施してまいります。

最後に、介護保険や介護予防事業などの関連により介護を必要とする人の抑制、それから減少 対策も必要となります。 このことから、特に第2号被保険者の方の健診、指導、医療、介護などのデータの突合分析の必要があると考えまして、このほど分析を完了いたしましたが、国保連の国保データシステムの分析から、国保部門だけでは対応が困難な課題も見えてまいりましたので、関係機関に同分析の報告を行ったところでございます。

以上でございます。

- ○議長(幸前信雄) 16番、小野田由紀子議員。
- ○16番(小野田由紀子) わかりました。

健康課題が見えてきたということでございますけれども、今後は高浜市の健康課題に応じました具体的な事業の内容ですとか、事業の展開についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 市民窓口グループ。
- ○市民窓口G(三井まゆみ) 事業の優先順位を定め、核となる新規事業の開始、継続事業の中でより強化、充実していく事業実施について精査を行いましたところ、新しく核となる事業として、生活習慣病重症化予防対策事業の実施、それから50歳から医療費のほうが高くなってきているという実情に合わせまして、今年度50歳に到達する国保加入者への受診勧奨の実施をしてまいります。

また、国保加入者のうち、65歳未満で介護申請を行った方たちの国保連の国保データベースシステムの分析を実施し、現時点では分析結果は関係機関で共有の準備を整えたこともあわせまして、その計画や事業に関する情報発信に、より広く健康をキーワードに啓発を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(幸前信雄) 16番、小野田由紀子議員。
- ○16番(小野田由紀子) わかりました。

私も質問させていただきましたけれども、高浜市は高浜方式ということで健康課題もしっかり と見えてきましたので、知立や呉市で行っています糖尿病重症化対策ではなく、高浜市は生活習 慣病重症化予防対策事業を推進していくということですけれども、推進する根拠となる考え方で すとか、理由についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 市民窓口グループ。
- ○市民窓口G (三井まゆみ) 糖尿病患者の重症化対策の実施は重要であるとは認識いたしております。

ですけれども、高浜市の健康課題の分析を行いましたところ、健診結果からは優先順位が高い と判断されるのは、健診結果から医療受診が必要にもかかわらず病院に行っていない、未受診の 方、それから治療を断念された方、中断の方、それから、服薬治療には現段階では至っていない んですけれども、しっかりとした生活改善により改善が見込まれなかった段階で服薬開始が必要 になる方、この3タイプが優先的に医療機関との連携の上、対策が必要と考えております。 先進地の自治体は、既にこちらのことを十分行った上で、糖尿病の治療中の患者の重症化対策を実施して効果を上げているというふうに考えておりますので、この手本となる先進地自治体の成果にも注視しながら、今年度から開始する高浜のデータヘルス計画に基づく新たな保健事業の対象として生活習慣病の重症化対策事業として、健診結果の重症度の高い方への支援事業から開始してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(幸前信雄) 16番、小野田由紀子議員。
- ○16番(小野田由紀子) わかりました。ありがとうございます。

それでは、この生活習慣病重症化予防対策事業等、具体的な内容と、それからこの事業の推進 の方向性につきましてお伺いします。

- ○議長(幸前信雄) 市民窓口グループ。
- ○市民窓口G(三井まゆみ) 重症化予防対策につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、 対象者の方もリスクが高い方と判断される方たち等のレセプトの確認を順次行ってまいりたいと いうふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 16番、小野田由紀子議員。
- ○16番(小野田由紀子) わかりました。

呉市が全国的ですごく有名になっておりまして、大きな成果を上げられておりますので、高浜市もこういったデータヘルス計画に基づきまして、今後しっかりとこの生活習慣病重症化予防対策事業、これに期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(幸前信雄) ほかに。

1番、杉浦康憲議員。

○1番(杉浦康憲) 議案第59号についてお伺いします。

補正予算書及び説明書70ページ、7款1項2目商工業振興費、公共建築物等三州瓦屋根工事奨励補助金についてお伺いしたいと思います。

名鉄の高浜港駅のことだと思いますが、この補助金を補正計上するに至った経過について教えてください。

- ○議長(幸前信雄) 地域産業グループ。
- ○地域産業G(板倉宏幸) 昨年4月に名鉄事業本部より、高浜港駅の老朽化に伴い建てかえを したいという申し出がございました。

市としては三州瓦の主産地であり、高浜港駅は過去に瓦の出荷をしていた歴史的背景、瓦産業の拠点や鬼みちの起点、かわら美術館のアクセス最寄駅としてかかわりの深い駅なため、新しい駅舎についても瓦を採用していただきたい旨の提案をし、高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定もあり、昨年度の3月議会において公共建築物等三州瓦屋根工事奨励補助金の補正予算を、一般的な屋根工事に準じた額100万円で計上、上程をさせていただき、御承認をいただきま

した。

その後、名鉄より工事費とその理由の提示があり、今回の補正を上程させていただいた次第で ございます。

- ○議長(幸前信雄) 1番、杉浦康憲議員。
- ○1番(杉浦康憲) では、その工事費の内訳と金額の妥当性を教えてください。
- ○議長(幸前信雄) 地域産業グループ。
- ○地域産業G(板倉宏幸) 工事費の総額は333万円であり、そのうち241万9,200円は本体の屋根瓦ぶき及び瓦桟等の費用となります。

241万9,200円の内訳としましては、本体屋根瓦の瓦ぶき工事費として178万800円、それ以外の部分として、広小舞、瓦段、のし水切り、窓部分、入り口部分のひさしの瓦ぶきなどで63万8,400円となります。

333万円と直接工事費241万9,200円の差額の91万800円につきましては、芝設置などの直接仮設工事費、列車の接近から通過時及び旅客の安全確保のための誘導員などの費用と諸経費、設計管理料を駅舎全体の費用と屋根部分の工事費との費用を案分した額となります。

- ○議長(幸前信雄) 1番、杉浦康憲議員。
- ○1番(杉浦康憲) そんなに大きい駅舎ではないと思うんですが、一般的な屋根工事と比較して若干高額になると思うんですが、その理由がわかれば教えてください。
- ○議長(幸前信雄) 地域産業グループ。
- ○地域産業G(板倉宏幸) 高額になる理由といたしましては、鉄道の駅舎を建設する上で必要とされる安全対策費用が加算されることが大きな理由となります。

1つは、列車に対する安全対策として、鉄道施設における工事については昼間帯は必ず列車監視者を専任の業務として配置をし、列車往来時の安全確保のため、作業を一時とめて列車の通過を待たなければならないということになっております。

次に、旅客に対する安全対策として、必ず誘導員を専任として配置する必要がございます。こ ちらも列車接近時と同様に旅客の往来がある場合は作業を一時停止し、安全を確保する必要がご ざいます。

ただいま申し上げましたとおり、列車の運行並び利用者の安全を最優先にしていることから、 鉄道施設の施工では作業効率が低下することで、瓦ぶきにおける施工額についても一般住宅より も割高となっております。

- ○議長(幸前信雄) 1番、杉浦康憲議員。
- ○1番(杉浦康憲) わかりました。

じゃ、その財源というのはどちらから出されるんでしょうか。

○議長(幸前信雄) 地域産業グループ。

○地域産業G(板倉宏幸) 事業費予算333万円の内訳としましては、当初予算に計上させていただいております国庫補助金の100万円、今回、一般会計歳入としてあります16款1項1目一般 寄附金にて補正計上させていただいております。

瓦業界を代表して、愛知県陶器瓦工業組合から寄附金100万円、高浜市商工会から駅舎の工事費として不足する部分を補塡する形として、上限50万円の寄附が予定されております。その上で、333万円の支払いにおいて不足する額の83万円を、現在1,500万円で予算計上しております一般住宅等への三州瓦屋根工事奨励補助金より予算の組みかえを行うことを考えております。

- ○議長(幸前信雄) 1番、杉浦康憲議員。
- ○1番(杉浦康憲) ありがとうございます。

この工事期間なんですが、いつからいつぐらいになる予定なんでしょうか。教えてください。

- ○議長(幸前信雄) 地域産業グループ。
- ○地域産業G(板倉宏幸) 工事期間につきましては、この補正予算の終了後に覚書を、予定としては締結をしまして、その後工事会社、名鉄のほうが工事会社との入札等を行い、実際に開始されるのが大体10月から11月ごろに始まりまして、年度内に工事を終える予定でございます。
- ○議長(幸前信雄) 1番、杉浦康憲議員。
- ○1番(杉浦康憲) ありがとうございます。

高浜港駅というのは、高浜の顔となる駅の一つであると思いますので、より高浜らしい駅になるようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(幸前信雄) ほかに。

7番、柴田耕一議員。

- ○7番(柴田耕一) それでは、議案第62号の110ページ、下水道建設費の中で、下水道施設現 況調査検討業務委託料として896万円4,000円を計上されておりますけれども、これの委託料の目 的・内容、それと補正を組んだ理由等を教えていただきたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 上下水道グループ。
- ○上下水道G(竹内 定) 下水道施設現況調査検討業務委託の目的でございますが、汚水管路の維持管理においてふぐあいが生じている管が発見されたことに伴いまして、調査方法、それから調査の優先順位を立案し、今後の更新のための調査・検討及び管理・監視計画を取りまとめるものでございます。

内容としては、対象となる管路が約59キロメートルとなりますので、どういう方法の調査が有効なのか調査の検討をし、対象となる管路のうち重要路線並びに優先順位の高い管路を設定し、管内に簡易カメラ調査を実施します。その結果を見て、改築・修繕の判定基準の設定などを考えております。

補正予算で行う理由でございますが、平成26年1月と平成26年12月に、偶然ですが汚水管にふ

ぐあいが生じていることが発見されました。管理していく側として、早急に対策を考えることが 必要だと思いましたので、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) 対象となるあれが59キロということですけれども、そういった59キロの管種というのはどういったものがあるのか。

それと1月と12月ですか、何か偶然にふぐあいが生じていることが発見されたというような答 弁でしたけれども、その後どうされたのか、そこら辺のことをお教えいただきたいと思います。

- ○議長(幸前信雄) 上下水道グループ。
- ○上下水道G(竹内 定) 管種でございますが、陶製のハイセラミック管でございます。

ふぐあいの状況でございますが、管内に簡易カメラを入れて調査を行った結果、管の縦断方向 にひび割れが生じているというものでございます。

その後の対応につきましては、状況もあわせて説明をさせていただきます。

まず、初めに発見された平成26年1月の案件でございますが、場所が田戸町七丁目地内で平成16年度に整備をした管路で発見されたものでございます。新築住宅の建設に伴い、取りつけ管工事を行った際に管内に土砂堆積があったことから、管内に簡易カメラを入れて調査を行った結果、管に縦断方向のひび割れが確認されたというものでございます。通過交通もあり、道路の陥没事故の危険性があることから、平成26年7月に約76メートルの区間の布設がえの改築工事を発注し、11月に完了をしております。

平成26年12月の案件でございますが、場所は田戸町二丁目地内でございます。平成18年度に整備をした管路で発見されたものでございます。これは、愛知県知立建設事務所の下水道担当者から、衣浦グランドホテルの近くにあります高浜市と碧南市の汚水をポンプで圧送する田尻ポンプ場がありますが、そこで水質異常が発見されたことで、平成27年1月に管内に簡易カメラを入れて調査を行ったところ、先ほどの1件目の案件と同じように管に縦断方向のひび割れが確認されたというものでございます。この場所につきましては、通過車両もなく道路も非常に狭いということで、布設がえの改築工事は行っておりません。

平成27年2月にハイセラミック管協会に事例を紹介させていただきまして、そのほかの管路に 異常がないか証明するため、ハイセラミック管協会の費用で平成16年度と17年度、それから平成 18年度、3カ年の調査を対象年度として7カ所、延長563.23メーターに簡易カメラを入れ、調査 を行いました。その結果ですが、高浜市が調査した2件の案件を含めますと、調査した本数が 446本で、破損本数が143本、破損率が32.1%という結果が出ました。

こういったことから、現在、愛知県の下水道課に相談をして情報共有を図り、対策を協議中でございますが、管理者という立場から放置はできませんので、補正予算で今回の業務を委託する

ことをお願いするものでございます。 以上です。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) それでは、ちょっとお聞きしますけれども、ふぐあいが生じた管種は昔から行っておるセラミックス管ということなんですけれども、この管は高浜だけが採用しているのか、近隣市でも採用している自治体があるのか、そこら辺のことと、今後まだこのセラミックス管を採用していくのか、それと偶然でひび割れというふぐあいが発見されたということですけれども、他市でもそういった状況があるのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

○議長(幸前信雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。 上下水道グループ。

〇上下水道G(竹内 定) 3点ほど御質問をいただいたと思いますが、まず1点目のハイセラミック管の採用状況でございますが、ハイセラミック管の平成14年度から平成26年度までの出荷実績を業者から出していただきまして、それを2カ所ほど、その他というところもありましたけれども、全部で19の県それから96の事業体への出荷実績があります。愛知県では30の事業体への出荷実績があります。

この管の採用ですけれども、汚水管の管種につきましては、昨年度より変更する検討はしておりましたが、今回この件がありましたので、今年度の設計からはリブつきのビニール管を採用しております。

3点目、他市の状況につきましては、高浜市の状況を愛知県に報告しております。愛知県は、 事例紹介として県内の事業体に照会して情報収集をされましたが、余り事例がない状況だと聞い ております。事例がない理由としては、埋設されてからの期間がまだ10年程度ということもあり、 管内カメラ調査がされていないことが考えられます。高浜市はたまたま偶然2件の案件があった ことから、調査をして発見されたというものでございます。

以上です。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) このハイセラミックス管は、以前から耐震性があるというようなことを聞いておったんですけれども、今回のひび割れだとかそういった原因、もし何かつかんでおられたら教えていただきたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 上下水道グループ。

○上下水道G(竹内 定) 通常、ひび割れのようなふぐあいが発見された場合の原因としましては、まず考えられるのが製品不良ですとか施工不良が考えられますが、製品の強度不足に関しまして、平成26年1月の案件で改築工事をしております。その現場から出た管の強度試験を実際に行っておりますが、強度は満足しておりました。

また、設計・施工に関しましても、下水道協会等の指針に基づき耐震計算を行い設計し、施行は陶製管の埋設に精通しております市内の工事事業者が行っております。現時点でこれらの原因ということは否定されると思います。

以上のことも愛知県と協議してきておりますけれども、協議の中で、外的な大きな力が加わらなければこのような状態にはならないのでないかというような意見も出されました。大きな外的な力として考えられるのは東日本大震災、ここで長周期の地震動というのが起こりました。そういったことから、そういったものが考えられるのではないかということで、その前後の年度で整備した管の調査が必要ではないかという意見をいただいておりまして、それも含めて調査をしたいと考えております。

以上です。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) わかりました。

この調査委託料でしっかり調査していただいて、ふぐあいが生じたところはしっかりと直していただいて、今後のまた下水道事業に支障がないように、計画的にまた補修等、いろいろな補修方法があると思いますけれども、そういった年度を通じながら、調査項目によってしっかりと補修をしていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長(幸前信雄) ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第59号から議案第65号までの質疑を打ち切ります。

ただいま議題になっております議案第59号から議案第65号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会及び公共施設あり 方検討特別委員会に付託いたします。

○議長(幸前信雄) 日程第3 認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款・項・目・節を明確にお示しいただくようお願いいたします。

5番、長谷川広昌議員。

○5番(長谷川広昌) それでは、決算全体について1点お伺いしたいと思います。

平成26年度決算における経常収支比率及び実質収支比率についてどう分析しているのか、また、 今後に向けてどのような課題があり、どう対策していくのか教えてください。

○議長(幸前信雄) 財務グループ。

○財務G(内田 徹) 経常収支比率と実質収支比率と、その分析と今後の課題ということでご ざいます。

初めに、経常収支比率につきましては、平成25年度が91.1%、平成26年度が87.5%と、90%を 下回っております。

その要因でございますが、歳入面では市税の伸びがございました。これにより経常一般財源総額が3億3,300万円増加をいたしております。歳出面では扶助費、物件費、補助費等の増額はございましたが、それ以上に平成5年度借り入れのやきものの里かわら美術館の償還額を初めとする償還金の減少によりまして、公債費が全体として2億7,396万円減少をいたしたことが低下の要因でございます。

次に、実質収支比率でございますが、平成25年度が9.4%、平成26年度が11.1%と、前年度比1.7ポイント上昇をいたしております。

これは標準財政規模に対する実質収支の比率でございますので、繰越金が多く発生をいたしたことと、標準財政規模が若干下回ったこと、この2つの要因が上昇した原因として考えられます。 今後の課題ということでございますが、今後、当市におきましては年々増加している扶助費への対応でありますとか、公共施設等を今、総合管理計画の策定を行っておりますけれども、これを通じた公共施設、インフラ施設の更新をする費用というものも発生をしてまいります。 そういたしますと、経常収支というものは上昇をする局面に入っていくことが予想されますので、全体といたしまして、その他の行政サービスについても見直しを行いまして、今まで以上に行政運営の効率化に向けて取り組んでいく必要があるものと考えております。

- ○議長(幸前信雄) 5番、長谷川広昌議員。
- ○5番(長谷川広昌) はい、ありがとうございます。

経常収支比率のさらなる改善については、今後の事業費削減計画等に期待をしておきます。

一方、実質収支比率においては、一般的には3%から5%が適切とされておりますが、本市においては11.1%となっておりますので、今後は適正な歳入の見込みを行うとともに、多額な歳出の不用額を年度途中に適正に把握することに努め、今年度の補正予算や来年度平成28年度当初予算編成のさらなる適切な財政運営につなげていっていただけることを期待し、質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長(幸前信雄) ほかに。

7番、柴田耕一議員。

- ○7番(柴田耕一) 主要施策成果説明書の301ページですが、公債費の中の借入金元本償還事 業の中で、保健衛生費の中で病院事業債というのが4,600万円返しておるんですけれど、これが 何年、いつまで続くのか、それとあと病院事業債は4,600万円に対しての金額は幾らあるのか、 そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) 財務グループ。
- ○財務G(内田 徹) 平成9年と10年に借り入れを行っておりまして、平成26年度末の残高が 7億2,000万円ほどございます。

これを何年で借り入れたか、すみません、手元に資料がございませんが、9年、10年の借り入 れでありますので、一般的には20年間の償還ということを考えますと、平成29年度または30年度 の償還終了ということが一つ考えられるのではないかと思われます。

- ○議長(幸前信雄) 7番、柴田耕一議員。
- ○7番(柴田耕一) それでは、あと二、三年で一応病院のほうの事業債というのは償還が終わ るということでよろしいですね。
- ○議長(幸前信雄) 財務グループ。
- ○財務G(内田 徹) 確かなことにつきましては、一度調べさせていただいて、改めてお答え をさせていただきたいと思います。
- ○議長(幸前信雄) ほかに。 ほかに質疑もないようですので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

○議長(幸前信雄) 日程第4 認定第2号から認定第7号までを会議規則第34条の規定により 一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、認定第何号であるかと、ページ数及び款・項・目・節を明確に お示しいただくようお願いいたします。

質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これにて認定第2号から認定第7号までの質疑を終結いたします。

○議長(幸前信雄) 日程第5 議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について及び認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定についてを会議規則第 34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、認定第8号の質疑に当たりましては、ページ数等をお示しいただくようお願いいたしま す。

質疑もないようですので、これにて議案第55号及び認定第8号の質疑を終結いたします。

○議長(幸前信雄) 日程第6 決算特別委員会の設置を議題といたします。 お諮りいたします。

議案第55号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、委員会条例第6条の規定によ り、8名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、 これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(幸前信雄) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号及び認定第1号から認定第8 号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたし ました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1 項の規定により、杉浦康憲議員、浅岡保夫議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、内藤とし子議員、 鈴木勝彦議員、小野田由紀子議員、私、幸前信雄、以上8名を指名したいと思いますが、これに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(幸前信雄) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算特別委員会委員に選任することに決定い たしました。

○議長(幸前信雄) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会、常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会の開催により、9月8日から9 月28日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幸前信雄) 御異議なしと認めます。よって、9月8日から9月28日までを休会とする ことに決定いたしました。

再開は、9月29日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午前11時41分散会